

スポーツ推進計画庁内委員会要綱

平成 29 年 4 月 13 日教育長決裁

(設置)

第 1 渋谷区スポーツ推進計画策定委員会条例、渋谷区スポーツ推進計画策定委員会条例施行規則に基づく、渋谷区スポーツ推進計画策定に向けた庁内各部署との調整及び施策への検討、提案をするため、スポーツ推進計画庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 庁内委員会は、策定委員会開催に向けて次の各号に掲げる事項について検討・提案する。

- (1) 庁内各部署のスポーツ・健康に関わる現状・課題の整理
- (2) 推進計画基本方針に向けた検討・提案
- (3) 推進計画への具体的施策提案
- (4) その他必要な事項に関すること

(構成)

第 3 庁内委員会は、スポーツ・健康に関する各部署の区職員により構成する。

- 2 庁内委員会に、委員長及び副委員長 2 名を置く。
- 3 委員長は生涯学習・スポーツ振興部長を充て、副委員長 2 名は委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会の構成員の意見を取りまとめ、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 4 庁内委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を求めることができる。

(報告)

第 5 委員長は、検討結果を教育長へ報告する。

(設置期間)

第 6 庁内委員会の設置期間は、設置の日から推進計画が策定される日までとする。

(庶務)

第 7 庁内委員会の庶務は、生涯学習・スポーツ振興部スポーツ振興課において処理する。

(補足)

第 8 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。